

沖縄県医師会災害医療計画  
地区医師会災害医療計画

平成 26 年 3 月

一般社団法人 沖縄県医師会

## 沖縄県医師会災害医療計画並びに 地区医師会災害医療計画の策定について

本会では東日本大震災での経験を活かし、次の大規模災害に備えるべく、平成 24 年度より会内に災害医療委員会を設置し、これからの災害医療支援のあり方等について鋭意検討を重ねて参りました。

今般、「沖縄県医師会災害医療計画並びに地区医師会災害医療計画」を策定いたしました。

本計画では、災害時における本会並びに各地区医師会の組織態勢や医療班の派遣及び平時からの協力態勢づくりについて、簡潔に取り纏めてあります。

災害発生時の初動対応については、被災地区会員や被災地区医師会、県医師会毎にどの様に対応すれば良いか図示いたしました。また、県及び地区医師会災害対策本部として、主に必要と推定される業務リストや医療救護班携帯医薬品・医療資機材並びに装備リスト等、必要な情報を取り纏めてあります。

我々医師は「災害発生ゼロ時」よりその対応が求められる状況にあります。とりわけ、島嶼である本県では県外からの応援には数日を要すると考えられており、そのため、本会や地区医師会が主体的に災害医療体制の構築を図っていかなければならないと考えております。

地域防災協力の観点から、全ての医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう本計画に基づき活動して参りますので是非ご参考のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

沖縄県医師会  
会長 宮城 信雄

# 目 次

## I. 沖縄県医師会災害医療計画

はじめに

第1条 目 的	1
第2条 県医師会災害医療救護対策本部の設置	1
第3条 県医師会災害医療救護対策本部の業務	1
第4条 県医師会災害医療救護対策本部の構成	2
第5条 県医師会災害医療救護対策本部構成員の職務	2
第6条 医療救護班の派遣	3
第7条 訓練計画	5
第8条 災害に関する協定等	5
第9条 災害時の通信手段	6
第10条 医薬品・医療資器材等の確保計画	6
第11条 その他必要な事項	6
付1 災害発生時初動チャート	7
付2 災害対策本部業務リスト	
2-1 県医師会災害医療救護対策本部の業務	1 2
2-2 地区医師会災害対策本部の業務	1 3
付3 災害対策本部の設置&災害通信手段（電話番号）	1 4
付4 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト	1 5
付5 沖縄県医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網	2 4

## II. 地区医師会災害医療計画

1. 北部地区医師会災害医療計画	2 5
2. 中部地区医師会災害医療計画	2 8
3. 浦添市医師会災害医療計画	3 2
4. 那覇市医師会災害医療計画	3 5
5. 南部地区医師会災害医療計画	3 8
6. 宮古地区医師会災害医療計画	4 2
7. 八重山地区医師会災害医療計画	4 5

# I 沖縄県医師会災害医療計画

# 沖縄県医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等による傷病者の集団発生に際し、沖縄県医師会(以下「本会」という。)の使命に基づき、災害医療救護活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 県医師会災害医療救護対策本部の設置

沖縄県医師会は次の場合において、会長(不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、沖縄県医師会館内に災害医療救護対策本部を設置する。本会館以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 県知事または災害発生地の地区医師会等から本会に対し医療救護班の派遣要請があったとき。
- (2) 大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生し、救護が必要と考えられるとき。
- (3) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (4) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 県医師会災害医療救護対策本部の業務

県災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 災害対策基本法及び国民保護法適応災害の場合における指定地方公共機関としての県対策本部への参加に関すること。
- (2) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 医療救護班(JMAT 沖縄)の派遣に関すること。
- (4) 医薬品、医療資機材等の確保に関すること。
- (5) 関連機関への情報提供および連絡調整に関すること。
- (6) 外部支援の受入れ調整に関すること。
- (7) 検視に関すること。
- (8) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務に関すること。

#### 第4条 県医師会災害医療救護対策本部の構成

県医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は災害を担当する委員会を分掌する副会長がその任にあたる。本部部員は常任理事、理事、監事、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

(県医師会災害対策本部)

本部長	1名	沖縄県医師会長
副本部長	1名	沖縄県医師会副会長(災害医療委員会担当)
本部部員	若干名	沖縄県医師会常任理事、理事、監事
		沖縄県医師会災害医療委員会委員長
		その他本部長が指名
本部補助員	若干名	事務職員

#### 第5条 県医師会災害医療救護対策本部構成員の職務

本部長、副本部長及び本部部員等の職務は次の通りとする。

- (1) 本部長は、県医師会災害対策本部を統括し、医療救護活動及びその支援活動に関し、指揮命令を行う。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代行する。
- (3) 本部部員は、情報係、救護係、資材係、庶務係をもって構成し、次の業務を行う。

##### ① 情報係

災害規模、傷病者発生状況、医療機関の被災状況、診療可否状況、診療の対応状況、医療救護活動等について情報を収集し、本部、被災地、救護班、その他関係者との連絡通報を行う。

##### ② 救護係

現地の災害事故の実情により、速やかに救護活動計画を立案し、現地の救護活動に対応し且つ支援し得るよう万全を期すとともに、医療救護班(JMAT 沖縄)の編成に要する人員の確保、派遣カレンダーの作成、携行品の決定、その他医療救護に関し必要な業務を行う。

##### ③ 資材係

薬品、医療資機材、衛生材料、用具等、救護に必要な物品の確保、補給に関する業務を行う。

#### ④ 庶務係

県医師会災害対策本部の庶務、会計及び諸記録の整備、管理に関する業務を行う。また、救護対策連絡会議を開催し、その運用及び記録を行う。

### 第6条 医療救護班の派遣

沖縄県医師会災害医療計画第3条(3)の規定に基づき、医療救護班(JMAT 沖縄)の派遣に関する必要な事項について定める。

#### 1. 派遣の決定

- (1) 本部長が派遣を決定する

#### 2. 派遣要件

本部長が派遣を決定するのは次のとおりとする。

- (1) 日本医師会による JMAT 派遣要請があった場合
- (2) 知事または市町村長の要請があった場合
- (3) 都道府県医師会ならびに郡市医師会からの要請があった場合
- (4) 災害時応援協定に基づく要請があった場合
- (5) 上記(1)～(4)の要請を待たないで、災害の状況等により本会が必要と判断した場合

#### 3. 派遣様式

県からの派遣要請が出た場合および各協定等による要請の場合、ならびに「2. 派遣要件(5)」に基づく自らの判断による派遣が決定された場合の派遣様式は以下のとおりとする。

- (1) 被災地区医師会へ医療救護班の出動を要請する
- (2) 被災地外の地区医師会からの派遣が有効な場合は適切な被災地外地区医師会へ医療救護班の出動を要請する
- (3) 県医師会からの派遣が必要な場合は本会の医療救護班が出動する
- (4) 状況に応じて上記(1)～(3)を適切に且つ効果的に複合する

#### 4. 撤収要件

本部長が撤収を決定するは次のとおりとする

- (1) 派遣目的を達した場合
- (2) 上記以外で本会が撤収を必要と判断した場合

## 5. 医療救護班の活動内容

医療救護班は、原則として現地対策本部の指示に基づき次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害亜急性期から慢性期における災害医療活動
- (2) 医療対策本部業務支援・情報収集
- (3) 災害医療活動の範囲はア. 災害関連傷病の治療、イ. 慢性疾患治療、ウ. 感染症対策・衛生管理・健康管理活動、エ. 精神保健医療活動など
- (4) 活動形式は被災地における拠点診療ならびに巡回診療、病院又は診療所への支援
- (5) 被災地ニーズの把握と評価
- (6) 被災地医療復興支援
- (7) その他、必要と判断された活動

## 6. 医療救護班の編成

- (1) 基本編成は原則として内訳を次のとおりとする(1ヶ班)

医 師	看護師	業務調整員
2名	2名	2名

- (2) 派遣に際しては対策本部から登録者に募集をかける
- (3) 先遣派遣班は原則として、緊急派遣要員の中から適切な編成をする
- (4) 派遣に際しては本会が窓口となって必要な保険を掛ける
- (5) 派遣に際しては本会から所属機関へ文書にて派遣依頼をする
- (6) 派遣期間は原則として1ヶ班につき1週間とする
- (7) 後続班は原則として1ヶ班を等分し、各々が異なる交代日とする
- (8) 早期からの精神保健医療活動を可能とした編成をする
- (9) 状況に応じて専門科及び医療専門職も含めた後続派遣計画をすすめる

## 7. 医療救護編成必要人員の確保

- (1) 医療救護班編成に必要な人員(医師、看護師、業務調整員)を登録制として確保する
- (2) 上記(1)のなかで、特に迅速に派遣可能な人員を先遣派遣要員として登録する
- (3) 登録は1年毎の更新制とする(登録可否の確認)
- (4) 登録においては当人ならびに所属施設の承諾を必要とする
- (5) 登録は原則として65歳以下とする
- (6) 登録者は県医師会等が主催する災害医療に関する研修会への参加に努める

## 8. 医薬品・医療資器材ならびに装備

- (1) 派遣時携行品は医薬品・医療資器材と装備品に分類する
- (2) 医薬品・医療資器材ならびに装備は常備品と非常時準備品に大別する

	常備品	非常時準備品
医薬品・医療資器材	常備医療資器材	非常時準備医薬品・医療資器材
装備品	常備装備品	非常時準備装備品

- (3) 常備品は特別なものを除き本会の備品として常備する
- (4) 非常時準備医薬品にかかる費用は本会が支弁する
- (5) 医薬品・医療資器材ならびに装備は原則として本会が準備する(参考付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資器材ならびに装備リスト)
- (6) その他、必要なものは適宜対応する

## 9. ロジスティクス・移動手段

- (1) 派遣にかかる移動手段は特別な場合を除いて本会が全てを準備し負担する
- (2) 先遣派遣の車両による移動は原則として1ヶ班で2台とし、医師・看護師・業務調整員ならびに医薬品・医療資材と装備は等分して分乗することとする
- (3) 必要に応じて他機関の協力を依頼する

## 第7条 訓練計画

本会災害対策本部の立ち上げ及び医療救護班(JMAT 沖縄)派遣等の災害医療救護に関する訓練を実施する。次の訓練には積極的に参加、協力するものとする。

- (1) 沖縄県総合防災訓練
- (2) 関係自治体等の主催する防災訓練
- (3) その他

## 第8条 災害に関する協定等

- (1) 現時点で締結されているのは次のとおり
  - ① 「沖縄県と一般社団法人沖縄県医師会における災害時の医療救護に関する協定」
- (2) 今後、必要と考えられる協定は次のとおり
  - ① 県との県外を含む災害派遣協定
  - ② 県との災害対策基本法および国民保護法適応災害に対する派遣における「みなし規定」
  - ③ 沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会、沖縄県看護協会との協力協定

- ④ 航空会社との災害時における優先搭乗ならびに資材運輸にかかる協定
- ⑤ レンタカー会社・運送業者等（トラック、バス、タクシー等）との災害時における優先配車にかかる協定災害時における優先燃料確保にかかる協定
- ⑥ 電力会社との災害時における優先電力確保にかかる協定

## 第9条 災害時の通信手段

災害時における衛星電話等の通信手段を準備する。「付3. 災害対策本部の設置&災害通信手段（電話番号）」を示した。

## 第10条 医薬品・医療資器材等の確保計画

県医師会災害対策本部の活動および医療救護班（JMAT 沖縄）の派遣等に必要な医薬品・医療資器材等は、「付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト」を参考に確保に努める。

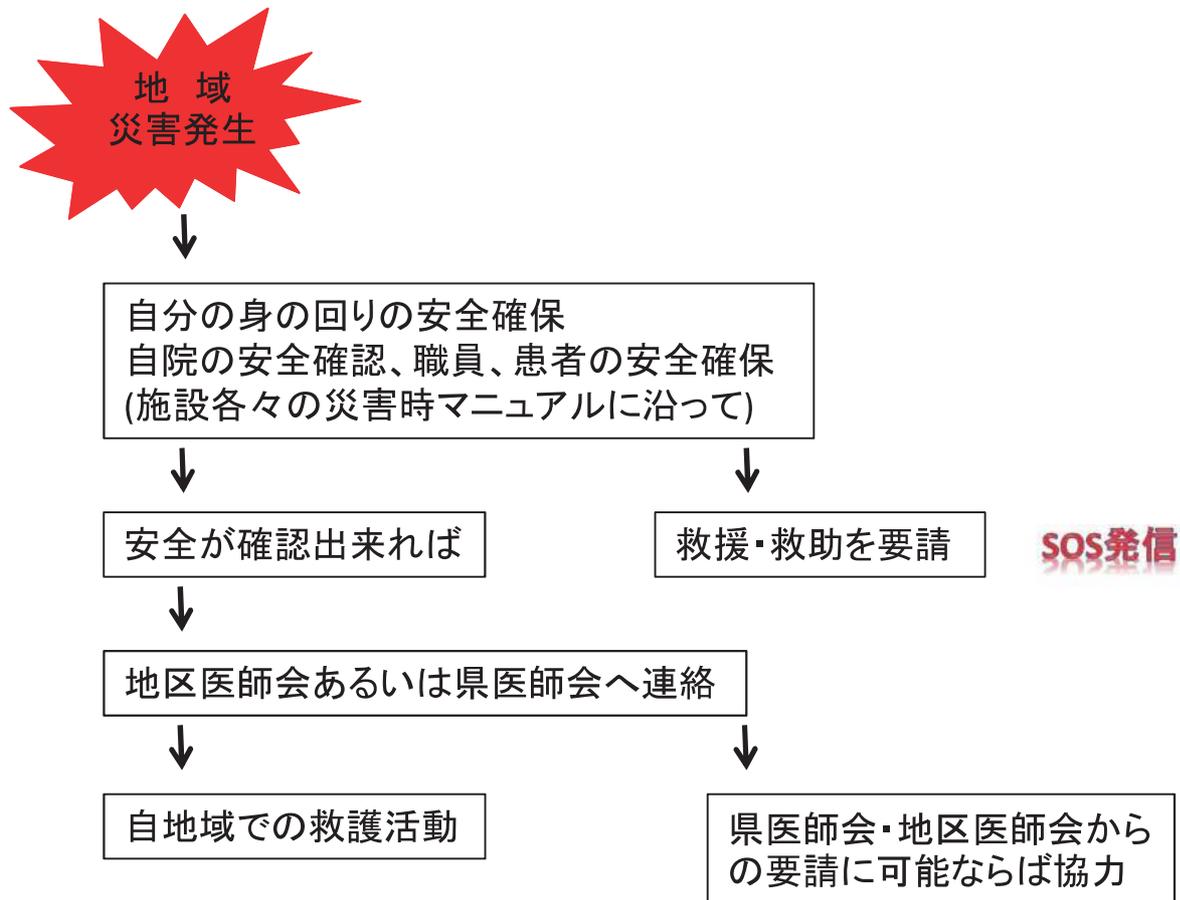
## 第11条 その他必要な事項

その他、災害時要援護者への支援並びに具体的細部事項については、県医師会および県医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については原則を「付1. 災害発生時初動チャート」に示した。主に必要となると推定される業務リストを「付2. 災害対策本部業務リスト」に示した。

## 付1. 災害発生時初動チャート

# 【県内災害】被災地区会員の初動

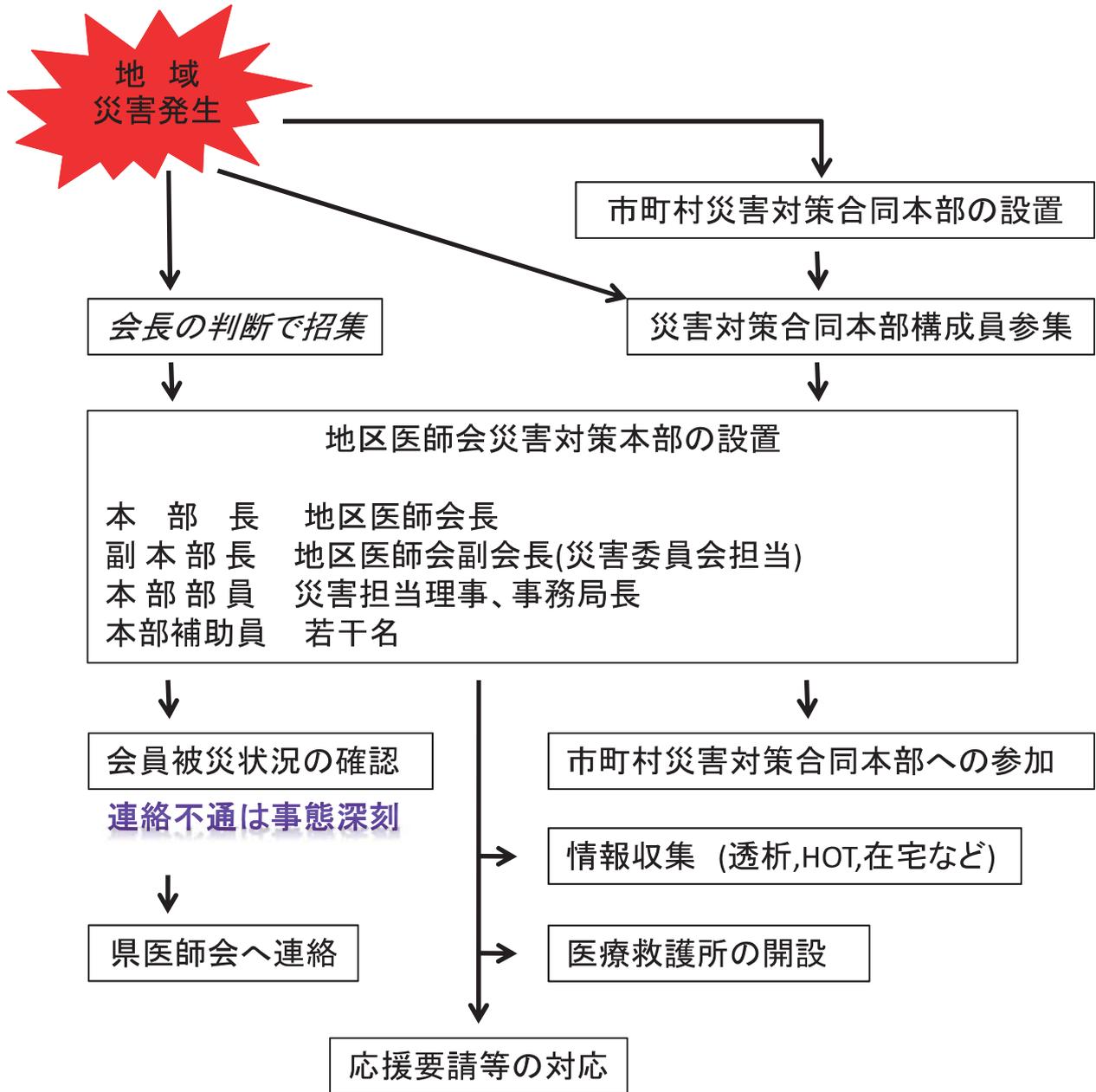
災害(地震、津波、洪水等)



初動マニュアル以後は臨機応変に判断し対応  
(災害はクライシスマネージメント)

## 【県内災害】被災地区医師会の初動

災害(地震、津波、洪水等)

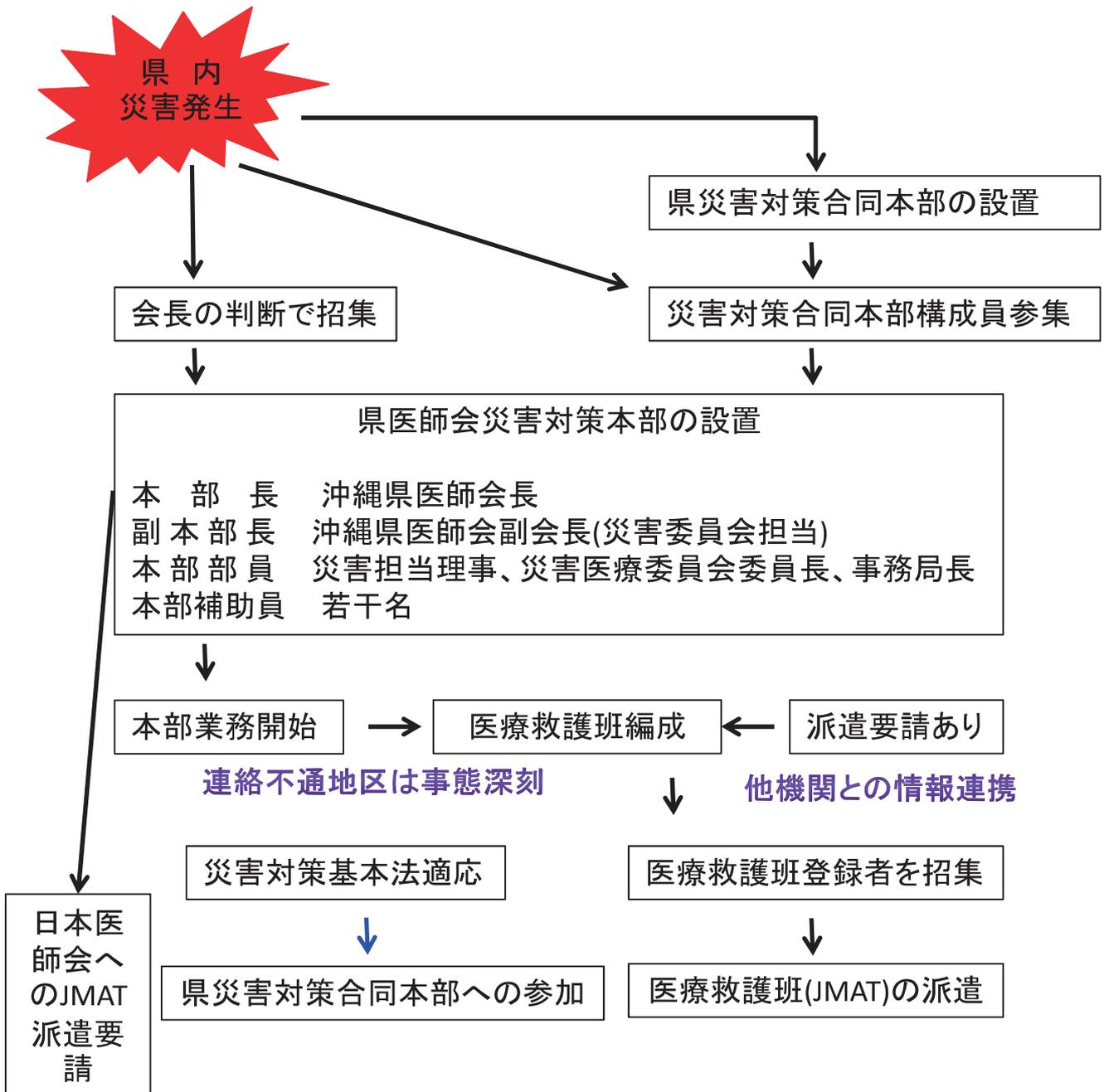


初動マニュアル以後は臨機応変に判断し対応  
(災害はクライシスマネジメント)

# 付1. 災害発生時初動チャート

## 【県内災害】県医師会の初動

災害(地震、津波、洪水等)

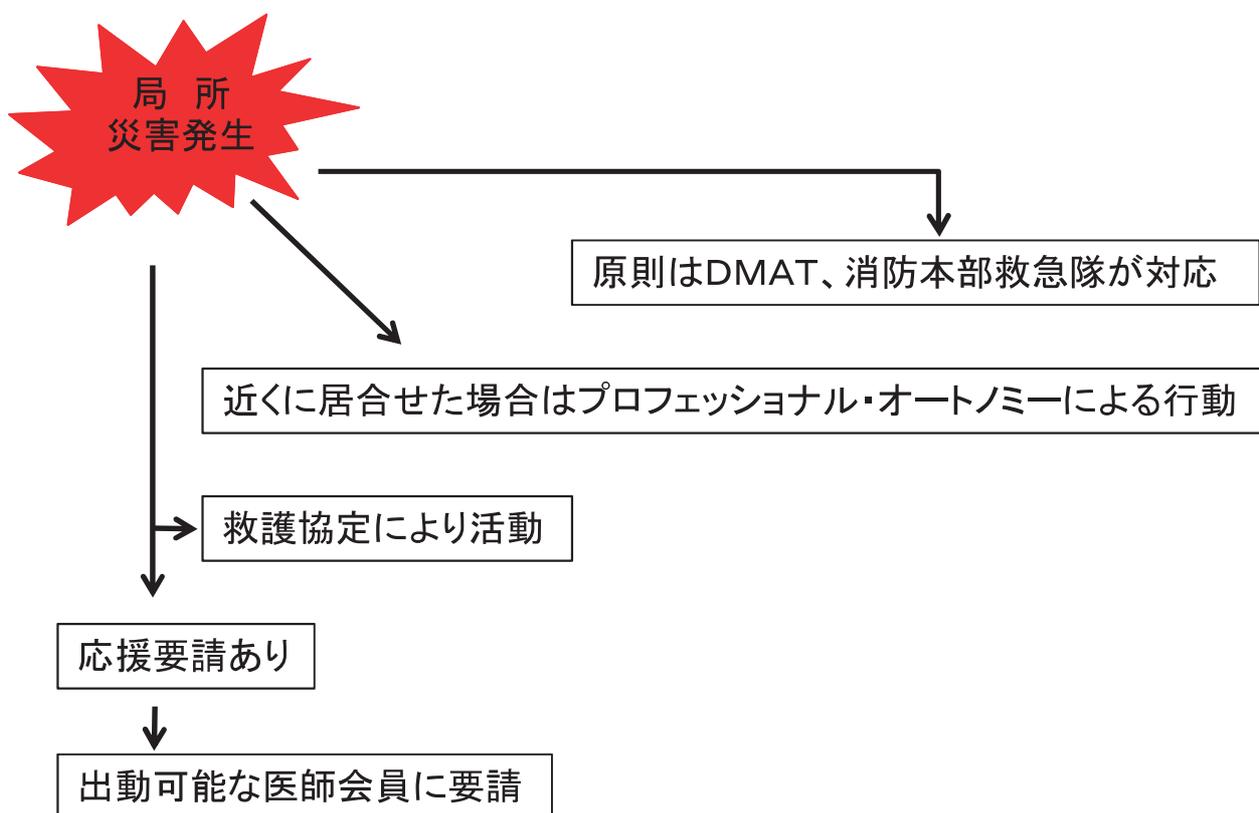


初動マニュアル以後は臨機応変に判断し対応  
(災害はクライシスマネージメント)

## 付1. 災害発生時初動チャート

### 【県内局所災害】県・地区医師会の初動

局所災害(大規模交通災害、火災、ビル災害等)

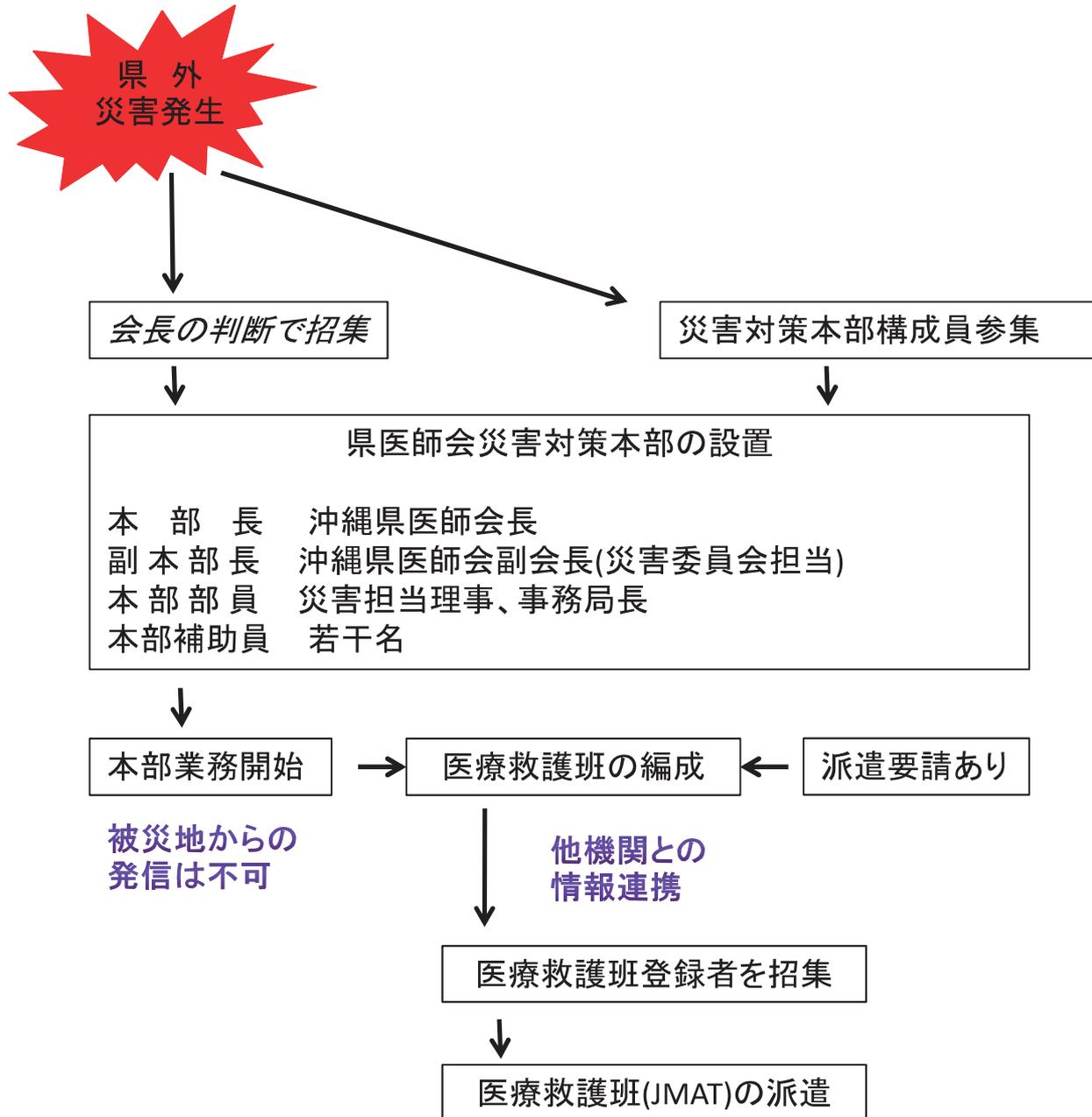


初動マニュアル以後は臨機応変に判断し対応  
(災害はクライシスマネージメント)

## 付1. 災害発生時初動チャート

### 【県外災害】県医師会の初動

災害(地震、津波、洪水等)



初動マニュアル以後は臨機応変に判断し対応  
(災害はクライシスマネージメント)

## 付2. 災害対策本部業務リスト

### 付2-1. 県医師会災害医療救護対策本部の業務

原則として以下の業務が想定されるが、災害時には状況に則した対応が求められる

業務	備考	担当者
情報収集と対応	地区医師会の状況確認	
	会員の被災状況確認	
	被災地インフラ	
	被災地医療機能	
	災害時要援護者 透析患者(透析医会) 在宅人工呼吸器患者 HOT患者(管理業者) 在宅患者 妊婦・乳幼児など	
医療救護班	迅速初期調査	
	拠点ならびに巡回診療	
	衛生管理	
	病院応援	
患者受入施設調整	域外搬送患者	
他機関との情報共有		
医療チーム調整(コーディネート)		
検視への協力		
他機関からの情報収集、連携		

## 付2-2. 地区医師会災害対策本部の業務

可能な場合は以下の業務が想定されるが、災害時には状況に則した対応が求められる

業 務	備 考	担 当 者
情報収集と対応	会員の被害状況	
	入院・入所施設	
	透析施設	
	災害時要援護者 透析患者(透析医会) 在宅人工呼吸器患者 HOT患者(管理業者) 在宅患者 妊婦・乳幼児など	
他機関との情報共有		
医療チーム調整(コーディネート)		
域外搬送	重傷者	
	透析患者	
	人工呼吸器患者	
初期迅速調査	避難所	
救護所の開設		
病院応援		
衛生管理	避難所	
検視への協力		

### 付3. 災害対策本部の設置 & 災害通信手段(電話番号)

災害対策本部の設置	県	市町村	県医師会	地区医師会
県災害対策本部*	○		参加	
市町村災害対策本部*		○		参加
県医師会災害対策本部			○	
地区医師会災害対策本部				○

\* 災害対策基本法の適応災害時には必ず設置されることになっている

	災害時優先電話	衛星電話	その他
県 庁			
沖縄県医師会			
北部地区医師会			
中部地区医師会			
浦添市医師会			
那覇市医師会			
南部地区医師会			
宮古地区医師会			
八重山地区医師会			
県立北部病院			
県立中部病院			
県立南部医療センター・こども医療センター			
県立宮古病院			
県立八重山病院			
琉球大学医学部附属病院			
那覇市立病院			
国立病院機構沖縄病院			
沖縄赤十字病院			

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

- 1.このリストは先遣派遣隊として第1陣を派遣するに際して参考にするものであり、災害の内容や規模等により変更するものとする。
- 2.派遣開始後は前陣からの情報をもとに必要物資の供給を行うものとする。
- 3.カテゴリーAは平常時から県医師会館に常備することを基本とする。
- 4.カテゴリーBは派遣時に必要と考えられる医薬品・医療資機材ならびに装備を必要量を調達することを基本とする。

カテゴリー A:医師会常備品, B:非常時準備品

医療資機材			
内 容	数 量	カテゴリー	備考
気管挿管			
喉頭鏡	1	A	
ブレード(4:大)	1	A	
ブレード(2:小)	1	A	
スタイレット	1	A	
挿管チューブ7	3	B	
カフ用シリンジ	1	B	
バイトブロック (大・小)	各2	A	
固定テープ	1	B	
キシロカインゼリー	1	B	
マギール鉗子	1	A	
開口器	1	A	
電池スペア	1セット	B	
電球スペア	1セット	B	
呼吸・気道確保			
アンビューバック	1	A	
マスク(大人)	1	A	
マスク(子ども)	1	A	
エアウェイ(経口) (大・小)	各2	B	
エアウェイ(経鼻) (Fr6・8)	各2	B	
経酸素チューブ	2	B	
リザーバーバック付き酸素マスク	2	B	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリー A:医師会常備品, B:非常時準備品

医療資機材			
内 容	数 量	カテゴリー	備考
外科処置			
持針器	2	B	
ペアン曲がり	4	B	
モスキート曲がり	4	B	
アドソン摂子	1	B	
有鉤摂子	1	B	
クーパー	2	B	
メツツェン	2	B	
筋鉤	2	B	
針付きナイロン3-0	10	B	
メスNo.10(ディスポ)	5	B	
メスNo.11(ディスポ)	5	B	
穴開きドレープ(ディスポ)	20	B	
ステリーテープ	適量	B	
処 置			
AED	1	A	パッド3セット
携帯用吸引器 (足踏み式)	1	A	
携帯用吸引器 (充電式)	1	A	
吸引カテーテル (12Fr)	10	B	
胃管チューブ(16Fr)	4	B	
排液用バック	4	B	
吸引シリンジ	4	B	
胃管用三方活栓	4	B	
消 毒			
消毒用綿球(トレイパック)	10ヶ	B	
摂子(ディスポ)	1箱	B	
滅菌ガーゼ(大5枚)	20	B	
滅菌ガーゼ(小5枚)	20	B	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリー A:医師会常備品, B:非常時準備品

医療資機材			
内 容	数 量	カテゴリー	備考
診 察			
聴診器	2	A	
聴診器(血圧測定用)	2	A	
血圧計(手首用)	1	A	
血圧計(上腕用)	2	A	
SpO2メーター	2	A	
ペンライト(マグライト)	2	A	
体温計	10本	A	
はさみ	2	A	
血糖測定器	1	B	
血糖測定器用チップ	1箱	B	
舌圧子(ディスポ)	1箱	B	
注 射			
駆血帯	2本	A	
点滴ライン	2箱	B	
三方活栓	1箱	B	
延長チューブ (X-2)	1箱	B	
静脈留置針(20G)	1箱	B	
静脈留置針(22G)	1箱	B	
静脈留置針(24G)	1箱	B	
シリンジ(2.5ml)	1箱	B	
シリンジ(10ml)	1箱	B	
シリンジ(20ml)	1箱	B	
注射針(18G)	1箱	B	
注射針(23G)	1箱	B	
カテラン針(22G)	1箱	B	
翼状針(23G)	1箱	B	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリー A:医師会常備品, B:非常時準備品

医療資機材			
内 容	数 量	カテゴリー	備考
その他			
派遣用携帯資材用バック(大)赤	2	A	
派遣用携帯資材用バック(大)黄	2	A	
派遣用携帯資材用バック(大)緑	2	A	
救急バック(小)	3箱	A	
携帯診察ベット	2	A	軽量タイプ
ベッド (自衛隊仕様)	6	A	
ベットシート	4	B	
マスク(ディスポ)	3箱	B	
マスク(ディスポ) (N95)	20枚	B	
プラスチック手袋(S)	3箱	B	
プラスチック手袋(M)	3箱	B	
滅菌手袋(6,6.5,7,7.5,)	各10	B	
シルキーテックテープ	2本	B	
サージカルテープ	2本	B	
包帯	5本	B	
スプレー容器(塩素消毒用)	2本	B	
防護服	20枚	A	
毛布 (アルミパック)	10枚	A	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリー A:医師会常備品, B:非常時準備品

装 備 品			
内 容	数 量	カテゴリー	備 考
装 備			
医療班ベスト	18枚	A	
医療班ユニフォーム	18枚	A	
手袋	6	A	防寒・作業
通信&情報&記録			
携帯衛星電話（NTTワイドスター）	1	A	NTTワイドスター等機種検討
携帯衛星電話予備バッテリー	1	A	
衛星携帯電話(ISAT)	3	A	NTTのISAT 医療班・医師会長・事務局
衛星携帯電話(ISAT用予備バッテリー)	3	A	
DC12V-AC100V変換機	2	A	
ポータブル電源	1	A	
パソコン	1	B	
USBメモリー	1	B	
プリンター一式	1	B	
デジタルカメラ	1	B	
拡声器(ハンドマイク)	2	A	
ラジオ	1	A	手回し
テーブルタップ	1	A	
懐中電灯	2	A	手回し
電池(単1~単4)	適量	B	
診療記録紙(カルテ)	適量	B	
日報用紙	適量	B	
初期迅速調査用紙	適量	B	
マジック(黒・赤)	各々2	B	
ボールペン	10	B	クリップ付き2色以上
受傷者リスト用紙			
紹介シート (医療班名簿・装備一覧)			
バインダー			

生活用品			
寝袋(冬)	6	A	
寝袋(春夏)	6	A	
キャンプマット	6	A	
ポリバケツ	1	A	
ポリタンク(折りたたみビール)	2	A	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリー A:医師会常備品, B:非常時準備品

装 備 品			
内 容	数 量	カテゴリー	備 考
万能鋏	2	A	
カッターナイフ	2	A	
ラジオペンチ	2	A	
ガソリン携帯缶	8	A	
ゴミ袋(可燃)	10	B	
ゴミ袋(不燃)	10	B	
ゴミ袋(医療廃棄)	10	B	オレンジ
災害トイレ(組み立て式)	4	A	
災害トイレ用汚物処理剤	2箱	A	
災害用トイレ用テント	1	A	
医療廃棄物用コンテナ	2	B	
ガムテープ(白、黄、赤)	各2本	B	
透明テープ	2本	B	
荷造り紐	1巻き	B	
ウエットティッシュ	6本	B	
ティッシュペーパー	6箱	B	
ペーパータオル	1袋	B	
トイレットペーパー	6本	B	
使い捨てカイロ	5ダース	B	
ビニール袋	適量		

調理器具			
カセットコンロ	1	A	
カセットコンロ用ポンペ	1	A	
やかん	1	A	
サランラップ	1本	B	
アルミホイル	1本	B	
割り箸	適量	B	
缶切り	1	B	
使い捨て皿,コップ	適量	B	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリーは全てB:非常時準備品

医薬品			
内 容		数 量	備 考
消炎鎮痛剤	カロナール		
	ロキソニン		
抗生剤	ニューキノロン系		
	セフェム系		
	ゾピラックス		
抗不安薬・睡眠導入剤	デパス(0.5)		
	ハルシオン(0.25)		
	マイスリー(5)		
降圧剤	Ca拮抗薬		第1選択
	ARB		
総合感冒薬	PL,ペレックス		
	Tj.45 桂枝湯		
	Tj.1 葛根湯		
呼吸器系薬	サルタノール		
	アドエア		スプレー
	ホクナリンテープ		
	アストミン		
消化器系薬	PPI		
	H2ブロッカー		
	粘膜保護剤		
	チアトン		
	カマグ		
	プルセニド		
	ピオフェルミン		
	SM散,AM散		
抗アレルギー薬	アレグラorアレジオン		
抗インフルエンザ薬	タミフル・イナビル		
眼科用薬	緑内障薬		
	点眼抗生剤		
	点眼消炎剤		
外用薬	R-VG		
	ゲンタシン軟膏		
	デルモゾール軟膏		
ハップ剤			
座 薬	アンヒバ	100mg	
	ダイアップ(ジアゼパム)	4mg	
	ボルタレン		
	テレミン		

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリーは全てB:非常時準備品

医薬品			
内 容		数 量	備 考
救急薬	ミオコールスプレー		
	プレドニン		
注射薬	ボスミン		
	ソルメドロール	125mg	
	セルシン		
	破傷風トキソイド		
	1%キシロカイン (ポリアンプル)		
	ロセフィンキット		静注用抗生剤
	50%グルコース		
輸液製剤	3号輸液製剤		
	生食		
速乾性手指消毒剤(ポンプ)	ヒビスクラブ	500ml	液体は500ml単位
消毒薬	イソジンスティック		
	オキシドール	500ml	
	アルコール綿(パック)		
	次亜塩素酸(ハイター)	500ml	

#### 付4. 医療救護班携帯医薬品・医療資機材ならびに装備リスト

カテゴリー全てB:非常時準備品

食料		
内容	数量	備考
パン	5ヶ/人/日	長期保存タイプ(ロール)含む
缶詰め(缶切り不要タイプ)	2缶/人/日	ソーセージ,ヤキトリ
栄養調整食品(固形)	4個/人/日	カロリーメイト,SOYJOYなど
栄養調整食品(ゼリー条)	3本/人/日	ウイダーinゼリー、MinuteMaidなど
マルチビタミン	1瓶(500錠)	
マルチミネラル	1瓶(500錠)	
アルファ米	適量	
ティーパック、コーヒーなど	適量	
チョコレートなど	適量	
インイタント食品	適量	随時
レトルト食品	適量	随時

カテゴリー全てB:非常時準備品

飲料水		
ポカリスエット	1本/人/日	500mlペットボトル
ミネラルウォーター	2本/人/日	500mlペットボトル
コーヒー,紅茶,お茶	1本/人/日	500mlペットボトル

カテゴリー全てB:非常時準備品

車両その他		
内容	数量	備考
緊急車両通行証明書	2	要 車検証
医療班表示		ボンネット、両ドア、リヤ
救護所表示		数枚
車両	2	4輪駆動ワゴンタイプ(冬はスタッドレスタイヤ)
航空券	人数分	
ガソリン	適宜	
現金	適宜	
地図		



## Ⅱ 地区医師会災害医療計画

# 北部地区医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等の発生に際し、災害医療活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 北部地区医師会災害対策本部の設置

北部地区医師会は次の場合において、会長(不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、北部生涯学習推進センターに災害対策本部を設置する。北部生涯学習推進センター以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 地区医師会管内において大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生したとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 北部地区医師会災害対策本部の構成

北部地区医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は副会長があたる。本部部員は理事、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本部長	1名	会長
副本部長	1名	副会長
本部部員	若干名	理事、その他 その他本部長が指名
本部補助員	若干名	事務職員

## 第4条 北部地区医師会災害対策本部の業務

県医師会災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 地区対策本部への参加。
- (2) 会員の安否確認。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整。
- (5) 外部支援の受入れ調整。
- (6) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務。

## 第5条 災害時の通信手段について

北部地区医師会として平常時より(衛星携帯電話、災害時優先電話など)災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## 第6条 その他必要な事項

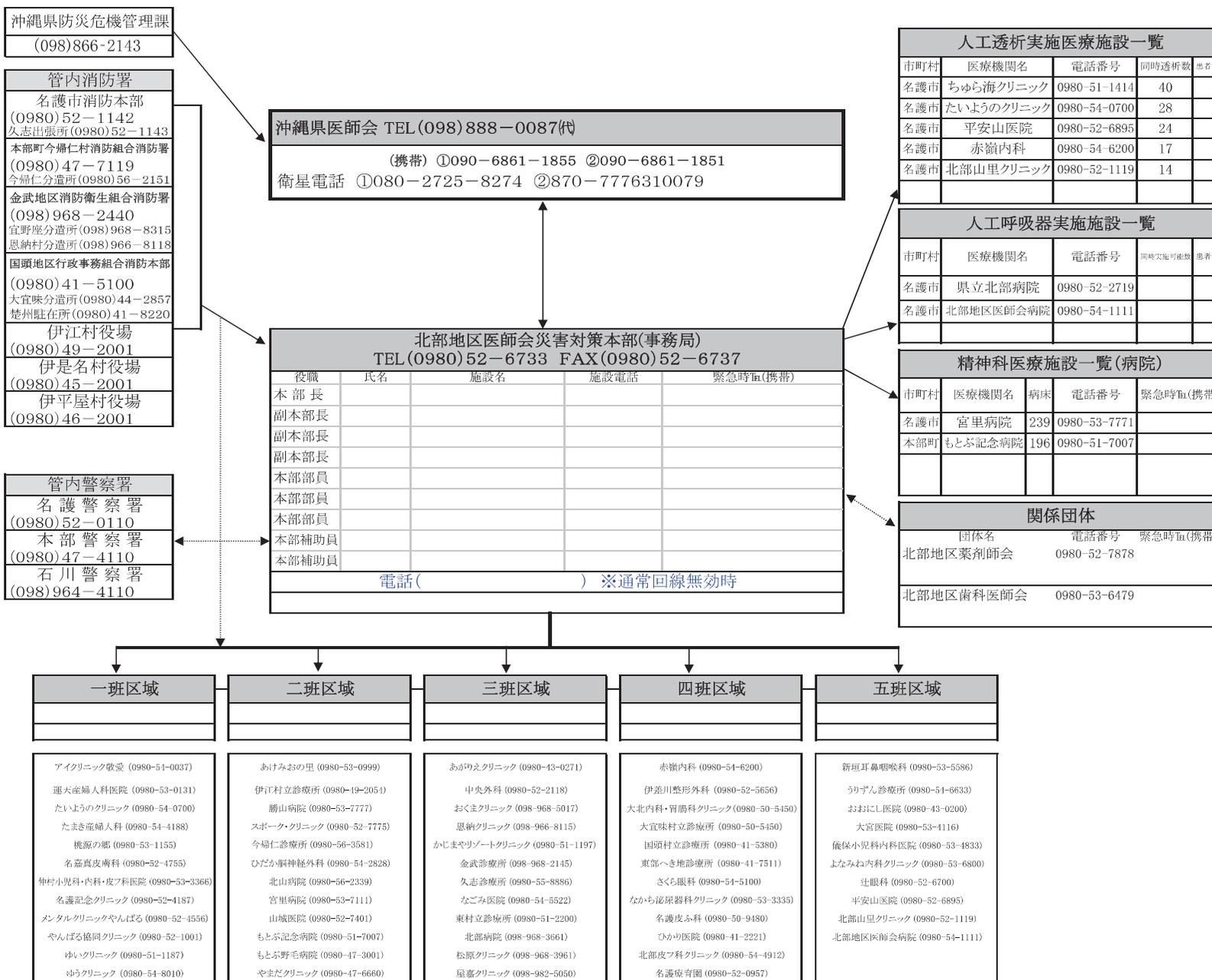
その他、具体的細部事項については、北部地区医師会災害対策本部が決定する。

付)1 北部地区医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網 27 ページ参照

付)2 北部地区医師会災害時業務担当者表 13 ページを原則とする

# 北部地区医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網

付)1



# 中部地区医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等の発生に際し、災害医療活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 中部地区医師会災害対策本部の設置

中部地区医師会は次の場合において、会長（不在の場合は職務代行者、以下同様）の指示のもと直ちに、中部地区医師会館内に災害対策本部を設置する。本会館以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 地区医療圏内において大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生したとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 中部地区医師会災害対策本部の構成

中部地区医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は救急医療担当副会長があたる。本部部員は常任理事、理事、事務局長、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本 部 長 1名 会長  
副 本 部 長 1名 副会長  
本 部 部 員 若干名 理事、事務局長、その他(本部長が指名)  
本部補助員 若干名 事務局職員、その他(本部長が指名)

## 第4条 中部地区医師会災害対策本部の業務

県医師会災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 地区対策本部への参加。
- (2) 会員の安否確認。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整。
- (5) 外部支援の受入れ調整。
- (6) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務。

## 第5条 災害時の通信手段について

中部地区医師会として平常時より(衛星携帯電話、災害時優先電話など)災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## 第6条 その他必要な事項

その他、具体的細部事項については、中部地区医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については原則を「付1. 災害発生時初動チャート(8ページ参照)」に示した。

付)1 中部地区医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網 30 ページ参照

付)2 中部地区医師会災害時業務担当者表 31 ページを原則とする

# 中部地区医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網

沖縄県防災危機管理課  
(098)866-2143

**管内消防署**  
**沖縄市消防本部**  
929-1190  
**宜野湾市消防本部**  
892-2299  
**うるま市消防本部**  
本部(うるま) 973-4838  
 石川署 965-0831  
 与勝署 978-3283  
 平安座出張所 977-8999  
**ニライ消防本部**  
 本部(嘉手納) 956-1115  
 北谷消防署 936-3721  
 読谷消防署 958-2119  
**中北消防本部**  
935-4748

**管内警察署**  
**沖縄警察署**  
932-0110  
**宜野湾警察署**  
898-0110  
**うるま警察署**  
973-0110  
**石川警察署**  
964-4110  
**嘉手納警察署**  
956-0110  
**浦添警察署**  
875-0110

**沖縄県医師会 TEL(098)888-0087(代)**  
 (携帯) ①090-6861-1855 ②090-6861-1851  
 衛星電話 ①080-2725-8274 ②870-7776310079

**中部地区医師会災害対策本部(事務局)**  
**TEL(098)936-8201 FAX(098)936-8207**

役職	氏名	施設名	施設電話	緊急時TEL(携帯)	携帯mail	等
本部長						
副本部長						
本部部員						
本部部員						
本部部員						
本部部員						
本部部員						
本部補助員						
本部補助員						
本部補助員						

衛星電話( ) ※通常回線無効時  
 ※本部被災の場合(くしかわ看護専門学校)TEL:098-972-4600 FAX:098-792-4610

**人工透析実施医療施設一覧**

市町村	医療機関名	電話番号	同時透析数	透析室	市町村	医療機関名	電話番号	同時透析数	透析室
西原町	ハートライフ病院	895-3255			沖縄市	翔南病院	930-3020		
西原町	とつま内科	946-3799			うるま市	与勝病院	978-5235		
宜野湾市	海邦病院	898-2111			うるま市	すながわ内科クリニック	975-2525		
宜野湾市	西平医院	896-1116			うるま市	川根内科外科	974-3025		
宜野湾市	喜屋武内科クリニック	890-7715			うるま市	与勝あやしクリニック	983-0055		
沖縄市	中頭病院	939-1300			うるま市	みのり内科クリニック	965-7770		
沖縄市	中部徳洲会病院	937-1110			読谷村	古堅南クリニック	921-5677		
沖縄市	安立医院	933-6200			読谷村	よみたんクリニック	958-5775		
沖縄市	ちばなクリニック	939-1301			北谷町	北上中央病院	936-5111		
沖縄市	美原クリニック	938-1500							
沖縄市	うちま内科	934-7500							
沖縄市	登川クリニック	937-0102							
沖縄市	中部協同病院	938-8828							

**人工呼吸器実施施設一覧**

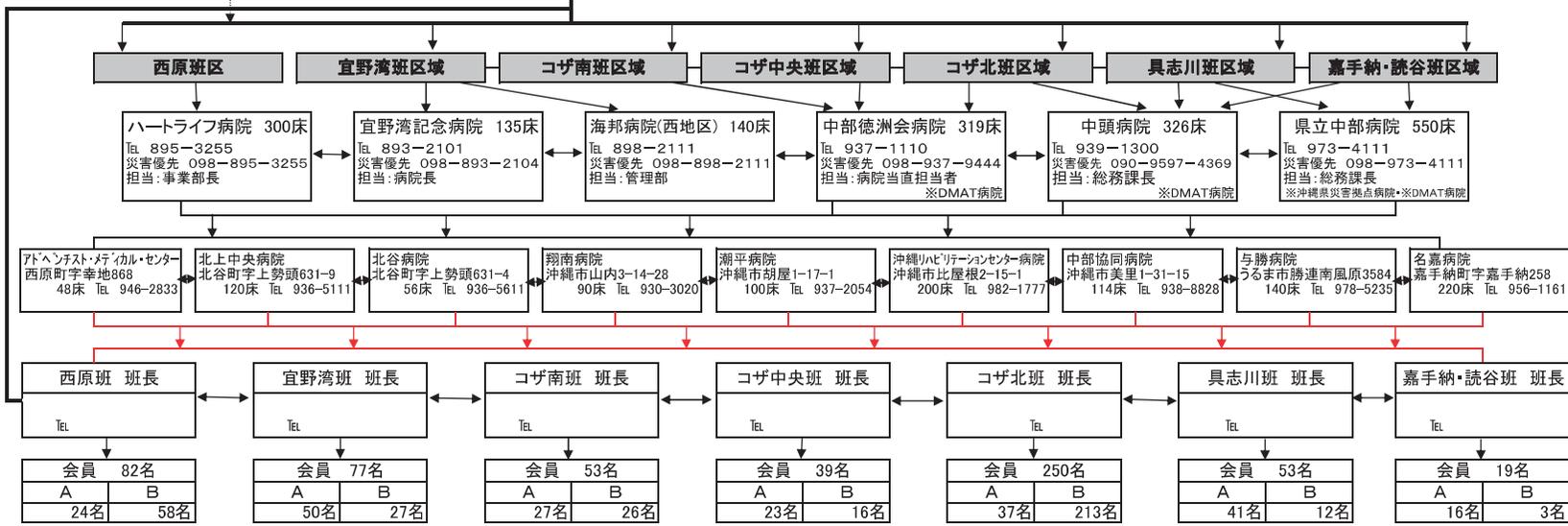
市町村	医療機関名	電話番号	同時実施可能数	透析室	市町村	医療機関名	電話番号	同時実施可能数	透析室

**精神科医療施設一覧(病院)**

市町村	医療機関名	病床	電話番号	緊急時TEL(携帯)	市町村	医療機関名	病床	電話番号	緊急時TEL(携帯)
沖縄市	新垣病院	273	933-2756		宜野湾市	玉木病院	211	892-5336	
沖縄市	沖縄中央病院	239	938-3188		北中城村	北中城若松病院	108	935-2277	
うるま市	平和病院	212	973-2000						
うるま市	いずみ病院	220	972-7788						

**関係団体**

団体名	電話番号	緊急時TEL(携帯)	団体名	電話番号	緊急時TEL(携帯)
中部地区薬剤師会	979-4193		中部地区歯科医師会	936-7888	



## 中部地区医師会災害時業務担当者表

役職	氏名	職務内容	備考
本部長		本部長は、中部地区医師会災害対策本部を統括し、医療救護活動及びその支援活動に関し、指揮命令を行う。	
副本部長		副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代行する。	

本部部員は、情報係、救護係、資材係、庶務係をもって構成し、以下の業務を行う。

本部部員		①情報係 災害規模、傷病者発生状況、医療機関の被災状況、診療可否状況、診療の対応状況、医療救護活動等について情報を収集し、本部、被災地、救護班、その他関係者との連絡通報をおこなう。	
本部部員		②救護係 現地の災害事故の実情により、速やかに救護活動計画を立案し、現地の救護活動に対応し且つ支援し得るよう万全を期すとともに、医療救護班の編成に要する人員の確保、派遣カレンダーの作成、携行品の決定、その他医療救護に関し必要な業務を行う。	
本部部員		③資材係 薬品、医療資機材、衛生材料、用具等、救護に必要な物品の確保、補給に関する業務を行う。	
本部部員		④庶務係 災害対策本部の庶務、会計及び諸記録の整備、管理に関する業務を行う。また、救護対策連絡会議を開催し、その運用及び記録を行う。	
本部補助員		⑤補助員 上記①～④の各係の指示に従いその支援活動を補助する。	

# 浦添市医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等の発生に際し、浦添市医師会（以下「本会」という）が災害医療活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 浦添市医師会災害対策本部の設置

本会は次の場合において、本会会長(以下「会長」という。不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、浦添市医師会事務所内に災害対策本部を設置する。浦添市医師会事務所以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 地区医療圏内において大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生したとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 浦添市医師会災害対策本部の構成

浦添市医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は副会長及び災害担当理事があたる。本部部員は理事、事務局長、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本部長	1名	会長
副本部長	1名	副会長
本部部員	若干名	理事、事務局長 その他本部長が指名
本部補助員	若干名	事務職員

## 第4条 浦添市医師会災害対策本部の業務

県医師会災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 地区対策本部への参加。
- (2) 会員の安否確認。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整。

- (5) 外部支援の受入れ調整。
- (6) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務。

## **第5条 災害時の通信手段について**

浦添市医師会として平常時より(衛星携帯電話、災害時優先電話など)災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## **第6条 その他必要な事項**

その他、具体的細部事項については、浦添市医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については「付1. 災害発生時初動チャート(8ページ参照)」を原則とする。

付)1 浦添市医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網 34 ページ参照

付)2 浦添市医師会災害時業務担当者表 13 ページを原則とする

浦添市医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網

沖縄県 (098) 866-2143	浦添市医師会災害対策本部 TEL (098) 874-2344 FAX (098) 874-2362
-----------------------	---

(災害本部構成表)

役職	職名	氏名	所属施設名	施設TELNo.
本部長	会長			
副本部長	災害担当理事			
本部部員	副会長			
"	理事			
"	事務局長			
本部補助員	事務局職員			
"	事務局職員			
"	事務局職員			
"	事務局職員			

沖縄県医師会  
(098) 888-0087

浦添市  
(098) 876-1234

浦添市消防本部  
(098) 875-0119

浦添警察署  
(098) 875-0110

北部地区医師会  
(0980) 52-6733

中部地区医師会  
(098) 936-8201

那覇市医師会  
(098) 868-7579

南部地区医師会  
(098) 998-8572

宮古地区医師会  
(0980) 73-1639

八重山地区医師会  
(0980) 82-6240

後方支援病院群 4 病院

医療機関名	TEL (代)	病床数	備考
浦添総合病院	(098) 878-0231	311	人工透析実施医療機関
同仁病院	(098) 876-2212	154	人工透析実施医療機関
嶺井第一病院	(098) 877-5806	103	
牧港中央病院	(098) 877-0575	99	

病院群 4 病院

医療機関名	TEL (代)	病床数	備考
平安病院	(098) 877-6467	393	精神科医療施設
嶺井リハビリ病院	(098) 874-0100	168	
比嘉眼科病院	(098) 876-2515	50	
沖縄療育園	(098) 877-3478	100	

有床診療所群 11 診療所

医療機関名	TEL (代)	病床数	備考
かりまた内科医院	(098) 878-5126	19	在宅療養支援診療所
名嘉村クリニック	(098) 870-6600	9	在宅療養支援診療所
浦添胃腸科外科医院	(098) 877-8541	9	
浦添中央医院	(098) 877-1611	12	在宅療養支援診療所
末吉内科外科胃腸科医院	(098) 878-2271	17	
丸勝中央クリニック	(098) 878-5500	19	
外間眼科	(098) 879-9914	5	
牧港クリニック	(098) 871-1500	19	
赤嶺レディースクリニック	(098) 877-8839	19	
東産婦人科クリニック	(098) 878-5212	5	
パークレーレディースクリニック	(098) 873-1135	12	

無床診療所群 69 診療所					
医療機関名	TEL (代)	備考	医療機関名	TEL (代)	備考
赤嶺内科小児科医院	(098) 878-0512		稲嶺皮膚科	(098) 879-3211	
あかみねクリニック	(098) 873-0071		かみやま皮フ科	(098) 878-4112	
浦添医院	(098) 878-7381	人工透析実施医療機関	高宮城皮フ科	(098) 873-1700	
浦添協同クリニック	(098) 870-8060	在宅療養支援診療所	浦添さかい眼科	(098) 988-1376	
浦添セラレクリニック胃腸科・内科	(098) 871-0123		新里眼科医院	(098) 878-8512	
浦西医院	(098) 878-7070	在宅療養支援診療所	ちねん眼科	(098) 875-1010	
かじまやークリニック	(098) 871-0818	在宅療養支援診療所	牧港眼科	(098) 879-2114	
具志堅循環器・内科	(098) 875-0007	在宅療養支援診療所	楠見耳鼻咽喉科	(098) 875-7111	
さくだ内科クリニック	(098) 878-2500	人工透析実施医療機関	げんか耳鼻咽喉科	(098) 876-9500	
島尻キンザー前クリニック	(098) 963-9010		耳鼻咽喉科たいらクリニック	(098) 942-4187	
しみず胃腸内科 21	(098) 879-0021		耳鼻咽喉科・頭頸部外科 さきはまクリニック	(098) 873-3300	
下地内科	(098) 874-7007		とぐち耳鼻咽喉科	(098) 873-3387	
砂辺 腎・泌尿器科	(098) 943-7773		みどり耳鼻咽喉科	(098) 874-7070	
ティエダこどもクリニック	(098) 873-2020		岸本こどもクリニック	(098) 877-0808	
ていらクリニック	(098) 870-4432		たから小児科医院	(098) 879-8777	
徳山クリニック	(098) 942-1001	人工透析実施医療機関	なかむら小児クリニック	(098) 873-3900	
徳山内科医院	(098) 875-8700		まちなと小児クリニック	(098) 942-1110	
内科・小児科なかざとクリニック	(098) 875-1126		みゆき小児科	(098) 878-5828	
なかそね内科・循環器科	(098) 874-1155		向井わらびークリニック	(098) 894-3646	
仲西内科医院	(098) 877-3824		大田クリニック	(098) 871-1234	
長嶺内科医院	(098) 876-1212	在宅療養支援診療所	かもめクリニック	(098) 988-0326	
パークレー内科	(098) 875-0890		城間クリニック	(098) 878-8213	
ひがハートクリニック	(098) 875-4810		田本クリニック	(098) 879-0808	
辺野喜内科・小児科	(098) 876-6523		南斗クリニック	(098) 988-3208	
まちなと内科クリニック	(098) 875-8888	在宅療養支援診療所	パークレーいむる心のクリニック	(098) 877-7700	
みやざ内科耳鼻科ファミリアクリニック	(098) 871-3088	在宅療養支援診療所	山本クリニック	(098) 879-3303	
みやざと内科クリニック	(098) 875-7000	人工透析実施医療機関 在宅療養支援診療所	牧港泌尿器科	(098) 873-3033	
稲嶺内科医院	(098) 988-4556	在宅療養支援診療所	Naoko女性クリニック	(098) 988-9811	
池村クリニック	(098) 879-5762		Dr. 久高のマンマ家クリニック	(098) 988-4141	
経塚クリニック	(098) 876-2211		富良クリニック	(098) 878-3311	
くに整形外科	(098) 877-2660		佐久田脳神経外科・外科	(098) 870-7677	
武内整形外科	(098) 879-8666		浦添総合病院健診センター	(098) 876-8582	
たつや整形外科	(098) 878-2525		介護老人保健施設 エメロードてだこ苑	(098) 873-0717	
みやざと整形クリニック経塚駅前	(098) 879-8800		介護老人保健施設にしぼる	(098) 878-0055	
ロクト整形外科クリニック	(098) 878-6910				

関係団体

団体名	TEL	緊急時TEL (携帯)	団体名	TEL	緊急時TEL (携帯)
南部地区歯科医師会	(098) 876-7364		那覇地区薬剤師会	(098) 871-5030	

# 那覇市医師会 災害医療計画

## 第1条 目的

この計画は、県内外における大規模災害等による傷病者の集団発生に際し、那覇市医師会の使命に基づき、災害医療救護活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 那覇市医師会災害医療救護対策本部の設置

那覇市医師会は次の場合において、会長（不在の場合は職務代行者、以下同様）の指示のもと直ちに、那覇市医師会館内に災害医療救護対策本部を設置する。本会館以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生し、救護が必要と考えられるとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 那覇市医師会災害医療救護対策本部の業務

県医師会災害医療救護対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行なう。

- (1) 地区対策本部への参加に関すること。
- (2) 会員の安否確認に関すること。
- (3) 被害状況の調査および報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整に関すること。
- (5) 外部支援の受入れ調整に関すること。
- (6) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務に関すること。

## 第4条 那覇市医師会災害医療救護対策本部の構成

那覇市医師会災害医療救護対策本部には、本部長、副本部長、本部部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は救急医療担当理事があたる。本部部員は副会長、常任理事、理事、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本部長	1名	会長
副本部長	1名	救急医療担当理事
本部部員	若干名	副会長、常任理事、理事、その他本部長が指名
本部補助員	若干名	事務職員

## **第5条 災害時の通信手段**

那覇市医師会として平常時より（衛星携帯電話、災害時優先電話など）災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## **第6条 その他必要事項**

その他、具体的細部事項については、那覇市医師会災害医療救護対策本部が決定する。災害発生時の初動については原則を「付1. 那覇市医師会災害時通信番号ならびに緊急連絡網」37頁に示した。主に必要となると推定される業務担当を「付2. 那覇市医師会災害時業務担当」13頁に示した。

---

## **付2. 那覇市医師会災害時業務担当**

### **本部長（会長）**

⇒ 那覇市医師会災害医療救護対策本部を統括し、医療救護活動およびその支援活動に関し、指揮命令を行なう。

### **副本部長（救急医療担当理事）**

⇒ 本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代行する。また、災害規模、傷病者発生状況、各地区対策本部との連絡調整等について情報を収集し、本部、被災地、救護班、その他関係者との連絡通報を行なう。

### **本部部員（副会長、常任理事、理事、その他本部長が指名）**

⇒ 診療可否状況、診療の対応状況、外部支援の受入れ調整等の連絡通報を行なう。

### **本部補助員（事務職員）**

⇒ 医療機関の被災状況、会員の安否確認、各施設との連絡、記録等を行なう。

## 那覇市医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網

沖縄県防災危機管理課  
(098)866-2143

沖縄県医師会  
(098)888-0087

那覇市総務課・市民防災室  
(098)861-1102

那覇市消防本部・指令情報課  
(098)868-9911

那覇警察署・警備第二課  
(098)862-0110

那覇市医師会災害医療救護対策本部  
 TEL(098)868-7579 FAX(098)867-3750

(災害本部構成表)

役職	職名	氏名	所属施設名	施設TELNo.
本部長	会長			
副本部長	救急医療担当理事			
本部部員	副会長			
〃	副会長			
〃	常任理事			
〃	理事			
〃	事務局長			
本部補助員	事務局課長			
〃	事務局課長			
〃	事務局職員			
〃	事務局職員			

後方支援病院群	病床数
那覇市立病院 (098)884-5111	470
沖縄赤十字病院 (098)853-3134	314
沖縄協同病院 (098)853-1200	280
大浜第一病院 (098)866-5171	214

役職	班名	氏名	所属施設名	施設TELNo.
班長	安里班			
〃	小禄班			
〃	開南班			
〃	久茂地班			
〃	首里・松川班			
〃	崇元寺班			
〃	壺屋班			
〃	牧志班			
〃	松尾班			
〃	美栄橋班			
〃	与儀班			
〃	寄宮班			
〃	若狭班			

# 南部地区医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等の発生に際し、災害医療活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 南部地区医師会災害対策本部の設置

南部地区医師会は次の場合において、会長(不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、南部地区医師会館内に災害対策本部を設置する。本会館以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 地区医療圏内において大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生したとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 南部地区医師会災害対策本部の構成

南部地区医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は救急医療担当副会長があたる。本部部員は常任理事、理事、事務局長、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本部長	1名	会長
副本部長	1名	副会長
本部部員	若干名	理事、事務局長、その他(本部長が指名)
本部補助員	若干名	事務局職員、その他(本部長が指名)

## 第4条 南部地区医師会災害対策本部の業務

県医師会災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 地区対策本部への参加。
- (2) 会員の安否確認。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整。
- (5) 外部支援の受入れ調整。
- (6) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務。

## **第5条 災害時の通信手段について**

南部地区医師会として平常時より(衛星携帯電話、災害時優先電話など)災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## **第6条 その他必要な事項**

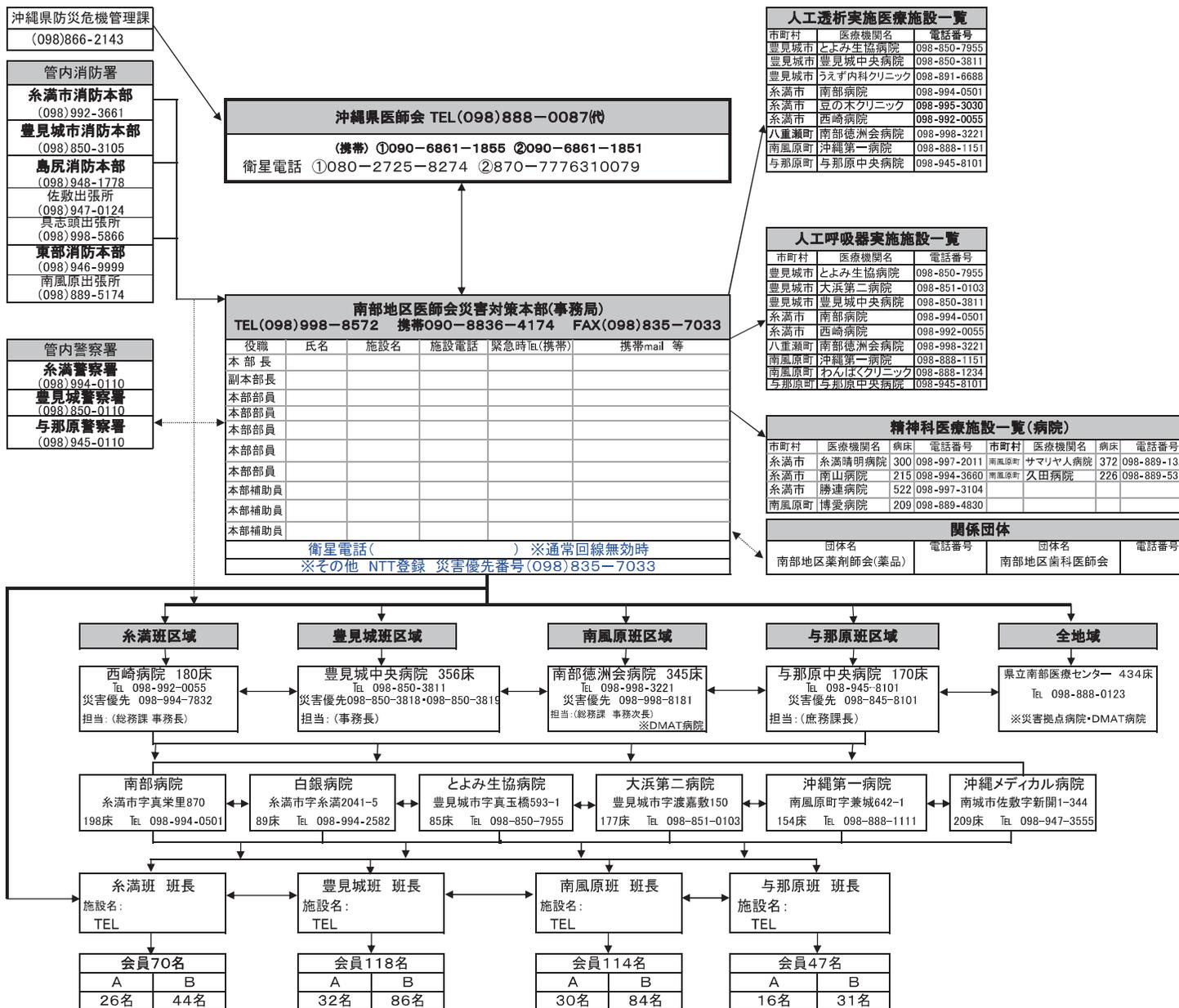
その他、具体的細部事項については、南部地区医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については原則を「付1.発災害時初動チャート(8ページ参照)」に示した。

付)1 南部地区医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網 40 ページ参照

付)2 南部地区医師会災害時業務担当者表 41 ページを原則とする

# 南部地区医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網

付)1



## 南部地区医師会災害時業務担当者表

役職	氏名	職務内容	備考
本部長		本部長は、中部地区医師会災害対策本部を統括し、医療救護活動及びその支援活動に関し、指揮命令を行う。	
副本部長		副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代行する。	

本部部員は、情報係、救護係、資材係、庶務係をもって構成し、以下の業務を行う。

本部部員		①情報係 災害規模、傷病者発生状況、医療機関の被災状況、診療可否状況、診療の対応状況、医療救護活動等について情報を収集し、本部、被災地、救護班、その他関係者との連絡通報を行う。	
本部部員		②救護係 現地の災害事故の実情により、速やかに救護活動計画を立案し、現地の救護活動に対応し且つ支援し得るよう万全を期すとともに、医療救護班の編成に要する人員の確保、派遣カレンダーの作成、携行品の決定、その他医療救護に関し必要な業務を行う。	
本部部員		③資材係 薬品、医療資機材、衛生材料、用具等、救護に必要な物品の確保、補給に関する業務を行う。	
本部部員		④庶務係 災害対策本部の庶務、会計及び諸記録の整備、管理に関する業務を行う。また、救護対策連絡会議を開催し、その運用及び記録を行う。	
本部補助員		⑥補助員 上記①～④の各係の指示に従いその支援活動を補助する。	

# 宮古地区医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等の発生に際し、災害医療活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 宮古地区医師会災害対策本部の設置

宮古地区医師会は次の場合において、会長(不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、宮古地区医師会事務所に災害対策本部を設置する。宮古地区医師会事務所以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 地区医療圏内において大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生したとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 宮古地区医師会災害対策本部の構成

宮古地区医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は副会長及び災害担当会員があたる。本部部員は理事、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本部長	1名	会長
副本部長	2名	副会長及び災害担当会員
本部部員	6名	理事、その他本部長が指名
本部補助員	3名	事務職員

## 第4条 宮古地区医師会災害医対策本部の業務

県医師会災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 地区対策本部への参加。
- (2) 会員の安否確認。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整。
- (5) 外部支援の受入れ調整。
- (6) その他、災害における医療活動に関して必要とされる業務。

## **第5条 災害時の通信手段について**

宮古地区医師会として平常時より(衛星携帯電話、災害時優先電話など)災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## **第6条 その他必要な事項**

その他、具体的細部事項については、宮古地区医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については「付1. 災害発生時初動チャート(8ページ参照)」を原則とする。

付)1 宮古地区医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網 44ページ参照

付)2 宮古地区医師会災害時業務担当者表 13 ページを原則とする



# 八重山地区医師会災害医療計画

## 第1条 目 的

この計画は、県内外における大規模災害等の発生に際し、災害医療活動を迅速且つ円滑に実施するために必要な事項について定める。

## 第2条 八重山地区医師会災害対策本部の設置

八重山地区医師会は次の場合において、会長(不在の場合は職務代行者、以下同様)の指示のもと直ちに、事務局に災害対策本部を設置する。事務局以外への設置が必要な場合は、会長が設置場所を選定し、これを設置する。

- (1) 地区医療圏内において大規模自然災害、その他集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故等が発生したとき。
- (2) 被災地の医療機能が損なわれ住民が医療の途を失い、人命保護の必要があると認められるとき。
- (3) その他会長が必要性を認めるとき。

## 第3条 八重山地区医師会災害対策本部の構成

八重山地区医師会災害対策本部には、本部長、副本部長、本部員を置く。本部長は会長がその任にあたる。副本部長は副会長があたる。本部部員は理事、その他本部長が必要とするものがその任にあたる。

本 部 長	1名	会長
副 本 部 長	1名	副会長
本 部 部 員	若干名	理事、その他 その他本部長が指名
本部補助員	若干名	事務職員

## 第4条 八重山地区医師会災害医対策本部の業務

県医師会災害対策本部及び関係団体との連携の下、次の業務を行う。

- (1) 地区対策本部への参加。
- (2) 会員の安否確認。
- (3) 被害状況の調査及び報告に関すること。
- (4) 関連機関への情報提供および連絡調整。
- (5) 外部支援の受入れ調整。

## **第5条 災害時の通信手段について**

八重山地区医師会として平常時より(衛星携帯電話、災害時優先電話など)災害時の通信手段を確保し、会員間における緊急時連絡網を定める。

## **第6条 その他必要な事項**

その他、具体的細部事項については、八重山地区医師会災害対策本部が決定する。災害発生時の初動については原則を「付1.災害発生時初動チャート(8ページ参照)」に示した。

付)1 八重山地区医師会災害時通信番号ならびに緊急時連絡網 47 ページ参照

付)2 八重山地区医師会災害時業務担当者表 13 ページを原則とする

### 八重山地区医師会 災害時通信番号ならびに緊急時連絡網

